

介護報酬

1 算定の基準

事例
<p>・利用者に対し、3月以上指定訪問リハビリテーションを実施しているが、継続利用が必要な理由が不明確であった。</p>
指導内容・ポイント
<p>○3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と当該事業所の医師が判断する場合には、リハビリテーション計画書に<u>その継続が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他の指定居宅サービスの併用と移行の見通し</u>を記載すること。</p> <p>【居宅報酬告示留意事項通知 第2の5(1)⑥】</p>

2 リハビリテーションマネジメント加算（B）イ・ロ

事例
<p>・訪問リハビリテーション計画の説明は、当該事業所の医師が利用者又はその家族に対し行っているが、その内容について記録がない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○<u>医師が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録</u>すること。</p> <p>【大臣基準告示第12号ハ】</p>